

## 第24回成年後見をまなぶ会

### 家族として望む後見制度とは

2016年5月に成年後見利用促進法が施行され、2017年に5カ年計画が発表されてから2年が経ちました。

16年の時点で、この制度を利用するための申立件数は約3万4千件でした。翌17年は対前年比4.3%の増加でしたが翌18年（昨年）は対前年比2.3%の増加に留まりました。

本人の家族からは、成年後見の申立をおこない後見人等の候補者になっても選任されないケースが多くあり強い不満があります。

このことに留意して、最高裁判所では、家族が後見人等に選任されるようにする意向を表明しています。

今回の講座では、「認知症の人と家族の会」で長年活動をされてきた尾之内さんに、介護の現実から見た後見制度への注文を語っていただきます。

日時：5月22日（水）午後7時～8時40分

講師：尾之内 直美さん（公益社団法人 認知症の人と家族の会  
愛知県支部 代表）

会場：名古屋市女性会館（イーブルなごや）第2研修室

電話：052-331-5288 住所：名古屋市中区大井町7番25号  
<行き方>地下鉄「東別院」下車①出口から徒歩5分

資料代：500円（当日払い） 定員：30名（申込み順）

主催：後見制度を考える会 / NPO法人名古屋成年後見センター

申込み先：NPO法人名古屋成年後見センター電話：052(895)2600

☆☆☆FAX 052(892)5648☆☆☆

: メール [nagoya@seinenkouken.org](mailto:nagoya@seinenkouken.org)

(ふりがな) お名前	
電話番号	
メール	